

国民健康保険法案の構想にかんする研究 - 1937 年秋に国保問題を採り上げた三つの団体を中心に -

Anna Abitova

Abstract

In this study, the Japanese insurance is conceived as a medical insurance, which originally includes all the general population. By analyzing the various problems that took place in the autumn, 1937, it is possible to visualize that the formation process of the national insurance became a key problem in the society. The legal proposals aiming to solve the problematic at that time, presented by the national study group, the Showa group, and the social insurance board are discussed. It analyses how the compromise was produced in these three organizations. Also a complete account of possible options stated in three legal proposals as well as the most asserted and the most feasible legal proposal is extensively explained.

キーワード……国策研究会・昭和研究会・社会保険調査会・国民健康保険法案・代行問題

序

国民健康保険(以下国保と略す)は現在医療保険制度と国民皆保険制度の根幹をなしている。2000 年から介護保険が実施されるにいたってその重要性は、ますます大きくなっている。しかし、それは医療保険の矛盾を糊塗する一手段としての印象が濃い。いい換えれば、財政対策優先で社会保障の理念をますます希薄にする方向を志向するものと考えられる。国保は、本来一般国民を包摂する医療保険として構想されたものである。現在国保が直面していた種々の問題を究明するにあたって、国保の成立過程を見ることは何らかの示唆を得る手掛かりになると考え、以下の考察を試みた。

1937 年 12 月内務省社会局は、妥協案成立以前における問題の経過とその対策を発表した。妥協案成立までの経過は、表裏ともに極めてデリケートな関係が介在していた。そこで、つぎの経過報告によって「国民健康保険法案は何故修正しなければならなかったか？」の真相を知ることができるであろう。国保問題に関係する当時の論説・批評・報告などのなかで時局から貴重な史料としては以下の文献が重要と考える。すなわち、『医事衛生』、『日本医事新報』、『医海時報』、『医事公論』などである。それらの史料をもとにして、国保の成立過程について論及する。

国保法制定問題の経緯は、「国民健康保険法案は、第 70 回帝国議会（1936 年 12 月～1937 年 3 月）においては衆議院において一部修正の上可決され、貴族院においては委員会において衆議院の修正通り可決せられたるも、衆議院解散のため貴族院は停会となり、本法案は不成立に了った。然るに本法案は現下の社会状況に照らし一日も速にこれを成立せしむる必要があるので、内務省においては第 71 回特別議会を目標に寓般の準備を抄め、院議尊重と摩擦の少からむことを期する意味合において前議会において不成立に了りである修正案の提出を期したのである。然るに提案間際となりて企画庁、農林当局、産業組合団体などより『寛く協同組合を基礎として実施を計る趣旨を以て第七十回帝国議会に提出したる原案に復するを適当と認む』との意見であった。論議の要点は、「国民健康保険制度案を斯く紛糾せしめたる論議の要点となりたるものは、所謂内務省原案第 9 条の『営利を目的とせざる社団法人』の取扱方に付て」¹⁾である（代行問題とも呼ぶ）。つまり、第 71 回帝国議会（1937 年 7～8 月）に再提案を予定されていた国保法案は、「閣僚の原案支持と修正案支持との政治的意見対立に依ってつぎ期通常議會議持ち越」²⁾となっていた。

国保案をこのように論及させた論議を深め、問題の解決に向けた研究団体が誕生した。その代表的なものは国策研究会、昭和研究会、社会保険調査会であった。なぜこの団体が重要かという、それぞれの研究団体は、当時の政界、官界、医政界、経済界、思想界、言論界において指導的な役割を果たしている人々が構成員になっていたからである。

第 1 章 国策研究会

(1) 国策研究会の性格

国策研究会というのは、もともとは 1937 年初めごろ誕生した研究団体である。「一月大藏広望、添田敬一郎、菊池慎三の三氏が發起人となり、政治、経済、財政、産業、教育、思想等の各分野に於ける専門権威者二百六十餘名をメンバーとして組織し、後藤龍之助氏一派の國政一新會、(中略)有力なる國策研究團體であり、政治的に之をみれば近衛内閣の一支柱とも觀られるのであるが、この國策研究會が此の度國民健康保險研究會なるものを設けた。大体國策研究會は五部門に分れ、支那問題、政治行政、財政産業經濟、社會生活、國民生活安定、教育思想問題等にかんする國策を研究し、委員會は毎週一回づゝ開くといふ勉強振りを示しているが、國民健康保險研究會は新たな委員會として設けられたわけである。これには社會局との連絡もあったが、國策研究會發起人の一人なる添田氏は過ぐる第六十九議會に於ける國民健康保險法案の特別委員長であり、大いに苦楚を嘗めた關係上、特に國民保險研究會が設置されたものである。而してその委員の顔觸れ³⁾は、堂々たる権威者、關係者オンパレードである」⁴⁾といわれた。

国策研究会は、「醫療保健國策が時局に鑒み極めて重要にして、且つその解決を期す意味において、1937 年 9 月 9 日の常任理事會の議を経て國民健康保險制度の研究にかんする特別委員會

を設置した」⁵⁾。

政界、官界ならびに民間の有志よりなる国策研究会では、国保法案の再検討をなすこととなり、貴族院議員下村宏氏を委員長とする委員会を設置した。この研究団体には社会局が積極的に働きかけている模様である⁶⁾。国民健康保険制度研究委員会は、1937年9月21日に第1回を開いて以来、11月25日にいたるまで委員会を4回、別に小委員会を2回と特別委員会を数次開催した。さらに、越ヶ谷順正会および幸手組合病院の現地視察を行って慎重熟議したのである。本案を審議するにあたっては、問題の重要性にかんがみ、広く官・公・私の中に研究された。参考にしかつ影響の及ぶところである問題点を考慮して関係各派、各団体の意見ならびに希望を聴取し、さらに実地調査を行なうなど、研究を進めたのである⁷⁾。

国保法案は、第70回帝国議会で成立にいたらず、以来代行問題をめぐって是非の論が激しく展開され、世人注目の的となっているものである。しかも「支那事變は、國民体位低下の問題を累加して斯かる保健制度実施の緊急性を加重しつつある秋、本會が進んで研究試案を會員各位に諮って批判を仰ぐことは、本問題解決上數歩を進めるところである。なお、本委員會が一般的審議を了へて鋭意成案の起草に努力しつつあった時と恰度相前後して政府においても11月4日以来12月10日に至る間、社會保險調査會を開いて、國民健康保險法案にかんする審議を重ねつつあった」⁸⁾(社會保險調査會については第3章に述べておきたい)。なお、本會は自ら成案を得ることに努めると同時に、極力この調査會案の速やかなる実施を願う意味において、「申合事項」、あるいは「結論」の公表は、当時しばらくこれを見合せたものである。

(2) 国策研究会が提示した「申合事項」

国策研究会主催の国保法案研究会は、9月21日から大阪ビルにおいて開会、下村委員長以下関係方面の委員が出席し、約3時間半にわたり忌憚なき意見を交換した。その席上簡易保険局(以下簡保と略す)を代表せる生田理事の発言は、国保法案を徹底的に批判し、かつ簡保当局に疾病保険制度の計画ある旨言明したので⁹⁾、注目をしたい。すなわち、生田理事のいう国保法案にかんする若干の疑問は、「(一) 將來における本邦醫療制度の根本方針を確立することなくば、本制度は實效を収め難きに非ざるや：醫療給付に當る醫師、藥劑師等との關係が實際問題としては最も困難なる問題なるが、將來醫療制度を如何に改革すべきやに付現在確立せる根本方針なき状態なるを以て醫藥制度に對する國策を樹立し以て疾病保險施設の圓滑なる運行を期するを要すと認む、(二) 保險機關の任意設立及び被保險者の任意加入主義を採れるに至れるは相當の理由あるべきも、其の結果として全國的普及の時期を著しく遅延せしむる缺陷あるに非ざるや：保險組合の設立は市町村の任意とし且組合員の加入を強制せざる結果本制度の全國的普及には長年月を要すべし、(三) 市町村を單位とする結果左の如き缺陷ありと認めらる、(四) 保險給付及保險料に關し左の缺陷ありと認めらる」¹⁰⁾。

以上4項目にわたって徹底的に批判したあと、「國保法案の成立困難となる場合は、簡易保險

当局は多年の懸案たる疾病保険制度を具体化す用意有り¹¹⁾との意向を明らかにし、その概略を説明した。簡保当局の積極的な態度に社会局側はすっかり狼狽した。川村企画課長は、「國民保険は事実上の強制加入にして農村の隅々まで及び得るが、簡保当局の疾病保険制度は全く任意加入であるから、庶民階級の醫療問題を解決することは難い¹²⁾と反駁した。だが、大勢は国保を徹底的に検討し直す要ありとなし、その前途困難なるを予見した。

簡保当局の発言にたいし農林当局は、「國保法案に對する簡保当局の意見は傾聽すべきものあり、大いに参考となった。右のうち二を除き、一及び三、四の事項は全く同感である。社会局としてもこれだけ突きこまれて黙認しているわけにも行かないし、簡保局としても積極的な態度をとっているのだから、兩者の對立は今後深刻化するであらう。當局はいずれの案でもよいが、問題は産組と云ふ大きな組織を無視したら失敗するであらうことを豫言して置く¹³⁾との意向をもち、簡保局の発言に賛意を表わしている。

10月11日開会の国策研究会特別委員会において、社会局と農林省が、産業組合の代行問題をめぐって正面衝突を生ずるにいたった。すなわち、産業組合の代行問題について、まず内ヶ崎日医書記長が「最近東北地方に於ける醫療組合の醫師の勤務状況に關し調査した處、異動が激しい。これは患者對醫師の信頼を失ふもので、我國傳統の美風を破壊するものだ。醫療組合に醫師が永住しないと云ふことは、何等か大きな缺陷があるに違いない。我國の開業醫制度はその土地に永住するため、患者對醫師の關係は極めて圓滑である。無醫村の増加は自由開業制だから止む得ない。官廳で醫師を募集しても志願者は尠い¹⁴⁾とまえおきし、「醫療組合は郡市區醫師會の會員であり、醫師會の統制下にあるのだ。これに對し特別に代行を認めると云ふことは、断じて許されぬ。先般議會に於て三月末限りの醫療組合に代行を認めさせたのは、醫師會としては大英斷であった。産組に代行を認め、しかして産組を強化させることは、ロシアと同じ國家制度になるではないか¹⁵⁾と論じた。これにたいし農林省蓮池事務官は、「醫療組合に醫師が永住しないと云ふのは、大學に研究に赴くからである。大學或は専門學校の教育だけに満足せず、講演會或は研究に赴からしめていることを見逃しての議論は御免蒙る。現に岩手縣醫藥聯合會の如きは、醫師或は學生に研究費を貸與する規程を設けて實行に移っている。醫療組合の使命は農山村に新しい醫療を普及せしめたいと云ふにある。岩手では製藥所を直營しているし、警察署と同様に郡から村への連絡を保ち、診療のみでなく、豫防の方面にも積極的に活動している。同縣下の組織は全く模範的なもので、その効果は着々と現れている。この大きな事實を認めないで、醫師會と契約を續行する場合は、大きな失敗を繰返すであらう¹⁶⁾と数字を示して反駁した。この時、社会局の石原事務官は、「産業組合は數に於ては全國の市町村と同數にあるが、未設置町村もあり、加入していない階級も多く、これに代行を認めると云ふことは無理だ。寧ろ開業醫制度を中心に、醫師の自由選擇を行はしむることが理想である。醫療組合の代行は特例であつて、その場合でも成績不良なのに對しては代行は認められぬことになっている。開業制度は只今何と云つても我國の醫療制度の中樞を爲すものであるから、これに

對抗せしむる制度を別に設けるわけに行かぬ」¹⁷⁾と、正面より産業組合代行を否認した。

このように社会局と農林省は正面衝突し、今後ことごとに対立することが明らかとなった。農林省の強行策による産業組合代行問題によって国保法案は、結局流産するのではないかという恐れが見られるにいたった。

結局、本問題の審議にさいしては、つぎのような諸点を探り上げた。「(イ)第七十回帝國議會の衆議員の審議を尊重して、成るべく其の趣旨に割ふよう解決案を講究すること、(ロ)内務農林兩當局の主張を統一撮合した案を講究すること、(ハ)産業組合と醫師會双方の相對立する意見を酌み、出来るだけ摩擦を調整する方策を講究すること、(ニ)出来る限り速かに全國に實施普及し得る案を講究すること」¹⁸⁾。

この本委員会の審議が、第70帝國議會以来いきづまりとなっている中心論点、代行問題の解決に全努力を傾注したことはいうまでもない。つまり、代行問題にかんして本委員会に展開された諸種の論議を検討し、のべられたすべての希望を綜合し、また諸問題をめぐる各般の情勢を考慮した結果、つぎの3の骨子が、問題解決の鍵として生まれたのである。「(1)國民健康保險制度は獨立の保險組合を設立して經營に當らせることを原則とすること、(2)併し地方農村に於ける團體濫立の弊と速かなる普及の必要とを考慮して、保險組合同様に充分遺憾なく保險事務を遂行し得る団体には代行を認めるが、健康保險の仕事は國民保健上重大なる任務遂行に當るものであり、醫療には専門的知識を不可缺とする故、保健醫療に關心を持ち、且つ施設を有する團體を嚴選して代行を認可すること、(3)代行を許可した場合には當該團體所屬の醫師をも、開業醫をも、公平に利用せしめるやう嚴重な監督を行ふこと」¹⁹⁾。

以上の骨子は、従来いきづまりに対して、つぎの関連にたつものである。「(一)産業組合の主張する全産業組合代行論に對しては、本事業の専門的性質に鑒みて保健醫療に關係ある組合にのみ代行を限ることになり、(二)醫師會の言ふ代行反對論に對しては、既に同會が第七十議會に於て一部承認した代行を擴大したに過ぎないものであると言へる。蓋し代行認可に當っては嚴選主義をとり、且つ代行經營に對しては嚴重な監督を加へることにより、開業醫師に打撃を與へざるやう考慮し、(三)衆議員の院議に對しては期日制限なるものが、期日前設立のものより期日後設立のものの方がより良き設備を有し保險經營により適當する如き場合は直ちに不合理なる制限となるもの故、之は排除することになっているが、併乍ら議會に於て期日制限を決定せる意志を、質的嚴選主義に汲み入れて充分尊重することとなっている」²⁰⁾。

以上をふまえ、1937年11月25日の最終委員会において以下の「申合事項」を採択し、これをもってまず本委員会を解消することとなった。国保法にかんする「申合事項」の骨子はつぎのとおりである。「一、國民健康保險に關し保險組合の設立を原則とする本法案の建前は支持すべきものと認む。然れども地方に於ける非營利團體にして本事業を遂行するに遺憾なきものある場合に於ては、これに本事業の代行を爲さしむることを妨ぐべき限りにあらず。二、現下の社會情勢に鑑み本制度は出来る限り速に之を全國に普及せしむるの要ありと認めらるゝを以

て、國家は本制度に對し出來得る限り多額の國家補助を支出し、組合の負擔を軽減し組合の設立維持を容易ならしめ、以て本制度の普及發達に遺憾なきを期することを要す」²¹⁾。

この国策研究会の申合せは、国保の当面する代行問題に適當なる指針を示しているものであって、特別委員会の決議内容の基盤をなしたものと見られる。代行問題が一段落をつげた結果、その申合せ事項をあげて一般の参考にした。

(3) 国策研究会にかんする世論

国策研究会の動きについて当時の医学会主宰の雑誌『日本医事新報』の論説は、つぎのように報じている。

「産組側委員は醫療組合は勿論のこと醫療組合を兼營せざる産業組合にも悉く事務の代行を認むべきであるとの主張を掲げている。産業組合が地方農村の—中心勢力となっている今日、これとは別個に保險組合を置くことは徒らに農村の自治組合を混亂に陥れるのみだ。これは政府の統制主義と相反するばかりでなく、産組發展史と照し合はせて見ても保險組合が或る程度の發展を爲すためには少くとも十年乃至二十年を要するだらう、よって既存の産組に事務を代行せしめることは國保を生ず途だ」²²⁾との主張である。

一方、農林省当局としては赤字の醫療組合を救済助長する立場から依然代行を主張するに変わりはない。さらに医師会側は、「代行絶対反対の立場は依然として不動である。これが爲め國策研究会の國保委員會は代行問題を中に相變らず堂々めぐりを續けているが、保險制度研究会は此の局面打開の爲め或る程度の收穫を収めるのではないかと期待されている」²³⁾。

最後に政府当局の態度は、「來議會を通過するものなら原案たると修正案たるとを問はないと云うのが正直な心境と解される。即ち當局は功名心に驅られて手段を選ばないばかりでなく、政府としても第七十一議會に於て本案が不提出となった際の不人氣をも取り返さねばならぬ行きがかりがある爲めである。而して政府は、(中略)刻下の時局に於ては國保の如き社會施設は一層その重要性が募った譯で、本案を實現せしめる爲めには第七十議會の修正案以前に溯って原案に戻る事も已むを得ぬ。また第七十議會の修正案は『昭和十二年三月末日現在に於ける醫療利用施設を有する産業組合に限定して代行を認める』というが、其の間時日が経過して前回の修正案は此の出し難い(後略)」²⁴⁾との意向をもっている模様である。

また、『医海時報』において、政治的背景が國保法の検討におよぼす影響があると社会局の川村企画長は、つぎのように指摘をする。「元來國民健康保險は醫療費の合理化と言っても現在の醫療費が高過ぎるからこれを低下さすと言ふよりも支拂方法の合理化なのだが、それと共に醫療そのものの普及を目指している事は言ふまでもないのであって、從來開業醫のいない地方農村に國保を運用する場合を考慮しなければならない故、醫療組合の代行と言ふことが重大な意味を有してくる譯である。それ故醫療の普及といふことと醫療費の合理化といふ事が互に關連しつつも自ら違った角度から提起されなければならないようになって來たのである。この邊が國策研

究団体の収穫と言へば言へる。農林省の中樞部とは大体意見が疏通し諒解を深めたが、今後は上層部の政治的折衝に俟つばかりである」²⁵⁾。

第2章 昭和研究会

(1) 昭和研究会の検討過程

昭和研究会では国保案の議会円満通過を目指して国民健康研究委員会を設けた。1937年9月30日開かれた昭和研究会の国民健康研究委員会は、前田氏座長となり、会議を開いた。議題は、1、医療費負担の軽減、2、任意加入制度で果して実行が期せられるか、という2項目であった。まず、高橋氏は、「国民健康保険と云ふ字句は、國民の健康を増進すると云ふ意味にとれる。しかしてその内容は医療費集金組合であって、何等疾病保険制度の体系を備へていない。更に我國情に添ふ制度を立案すべきではないか」²⁶⁾と深刻に批判した。ついで暉峻氏は、「現在の醫學は治療にばかり専念している。豫防醫學に積極的に乗出さなねばならぬ、今日の労働者の健康保険は治療を主とするもので、社會局が發表している如く決して労働者大衆の健康を増進していない。國保も同様の大失敗を繰返へさぬやう注意すべきである」²⁷⁾と健康保険の成績は失敗であると極印をおした。これにたいし石原氏は、「健保實施十年間の實績は、死亡率は勿論、この通り健康増進に役立っている」²⁸⁾と数字を述べて反駁した。

11月2日の例会において、まず、三善信房代議士の農村実地踏査について報告²⁹⁾が行われた。『日本医事新報』に、つぎのような記事が掲載された。「同代議士は熊本縣選出であって豫ねて全国的に三十二ヶ所の産業組合を遍歴しつゝあったが、各地の醫療組合は夫々特色を有し東北及び九州に於ける事情には甚だしき懸隔があり、これ等に一律に代行を許すことは頗る不合理であることを特に七ヶ所の醫療組合に就て詳述した。尚同代議士はかつて村長、産業組合長として法治、自治兩團體の運用の實際に就ての有經驗者であるため、其の實地踏査の報告は極めて蘊蓄に富んだものであったと云はれる。此の演説を終った後、前田委員長は國保組合一元論の妥當性を述べ、更に本委員會も既に相當の會合を重ねたから結論を採擇したいと諮った」³⁰⁾。

(2) 昭和研究会が提示した「国保対策結論」

さて、11月2日に以下のように国保法案の検討をなすべき関係方面の権威³¹⁾諸氏を特別委員に委嘱し、さらに大村社會局長官および清水保険部長をオブザーバーとし、前田氏が司会者となり、国保案研究題目が採り上げられた。「一、醫藥費負擔軽減に重點を置く本制度と醫療内容及び保健増進との關係、二、任意設立任意加入主義を採り居れる原案の再吟味(無醫村問題)、三、町村單位の保險組織當否にかんする検討、四、保險料徴收と現金不足の農村状態との關係、五、地方自治体及び産業組合と本制度との關係(法案第九條代行問題)」³²⁾という研究題目であった。

以上の題目を中心に数回にわたって慎重審議した結果、この国保にかんする対策結論をうるにいたった。前田委員長は、国保組合一元論の妥当性を述べたあと、「代行反対の立場から政府原案より第九條を削除したいと諮った。此の席上には代行論者の三宅正一代議士が缺席していたために之に反対する聲はなく、遂に満場一致で一先ず結論を付ける」³³⁾にいたった。本委員会の代行団体にかんする結論は、各方面より重視されていて、その骨子は、つぎのとおりである。

「國民健康保険法案は組合の設立を前提とするものである。然し若し町村内に於て既存の相互扶助的の團體があり、且つそれが規模機能に於て全町村的のものと目し得べきものであったならば、その産業組合たと何たとを問はず、團體を活用して健保組合の事務に當らしめて毫も不可なる所を見ない。代行問題が起こるのは當然である。然しこの場合問題となるのは、原案第九條の如き規定を設けて適格團體に當然代行せしめるのが可であるか、或は實質的には代行を認めるが、手續上は一應所要の手續を踏むで當該團體の成員相率いて新たに健保組合結成の擧に出でしむるを可とするかの得失如何である。…原案の第九條も、また修正案の付則規定の如きも、いずれも不用に屬するものと斷定して可であつて、それが無いからとて代行が出来ない譯でなく、實質的には代行は可能であり、それを阻止することは到底出来るものではない。故に第九條のやうな代行規定は特にこれを設ける必要はない。然し行懸り上一見それでは全然産業組合側の主張を零敗に歸せしめるものだと言ふ感じが起こるなら、兎に角設立については一應如何なる場合でも新たな申請をなさしめて健保組合を作らせる事にした上で、これと密接關係に立つ産業組合その他の團體は、『健保組合の事務の一部を代行することを得』と言ふ建前を規定の上に設ける事も一策として考慮されぬではない。町村に代行を認める事も考へられる。然しこれは原案に依つても町村長は原則として健保組合の理事長となるのであるから事實上町村役場のなかで准町村事務として取扱はれる途が開かれて居る。殊更に町村營に移す必要もあるまい。會計は矢張り一般町村經濟のうちに入れず、別個の計理に屬せしめた方が、保健組合の目的を達する上からも好都合である」³⁴⁾。

つまり、5 題目のうち最も問題となったのは法案第九條の代行問題である。結論として「代行規定は特にこれを設ける必要はない」³⁵⁾ということになり、その対策として「産業組合その他の團體は『健保組合の事務の一部を代行することを得』と言ふ建前を規定の上に設ける事も一策として考慮されぬではない」³⁶⁾との対策を提示しているのは特に注目をしたい。産業組合代行は、名を捨てて実をとる方針に転向しつつあったことは明らかになった。すなわち、修正案より昭和 12 年 3 月末日迄に云々なる代行範囲を削除したもの(原案よりすれば第九條の代行規定を削除せるもの)が昭和研究会の結論となったわけである。

さらに、社会局は、この結論を目下会議中の企画院の国民健康保険対策委員会および社会保険調査会に提出して有力な参考案³⁷⁾とした。

(3) 昭和研究会にかんする世論

当時の医学会主体の雑誌の会合のため詳細な内容の評価は、つぎのとおりである。昭和研究会の動きについて『医海時報』は、つぎのような論説をのせている。

「第九條代行制に關し、在野機關たる昭和研究會にその方面の權威者を網羅して銳意世論の歸趨するところ（中略）が、大勢は産業組合側に有利に展開しているやうで農村の醫療といふ國家的現實問題を實質的に解決する手段として、結局組合の代行を容認しなければならない模様である。たゞ從來醫療組合病院の發展狀況を見るに、その成績が本來の農村に於てよりか寧ろ都市に顯著であるといふ偏向的現象を改めて、醫療を普及せしむべき農村に向かつて組合病院の擴充をより以上に努力すべきで、それによって、都市に於ける開業醫との對立を避けてゆくことが必要ではないかとの意見が有力化している。即ち農村の醫療問題は現在の開業醫制度としては到底解決し得ない問題であるため、産業組合が中心となって、農村の醫療を自主的に解決してゆくことに何人も反對し得べき理由はなく、従って國保が實施されるに及んでこれを代行することもそれが必要ならば、都市に集中せる開業醫との利害關係は少ない故、それを實行するに少しも差支へないでないかといふのである。従って國保による都市の醫療問題は之を開業醫に委し、農山漁村に於ては産業組合に之を代行せしめることによって差し迫る醫療問題を積極的に解決して行つたらよからう（後略）」³⁸⁾

つまり、国保の運用を都市と農村とにおいて区別することにより、医師会对産業組合の對立を減少させる試みである。ここが修正案を修正することによって原案の趣旨を生かす途ではないかと推測される。

第3章 社会保険調査会

(1) 社会保険調査会の検討過程

国保法案の第73回帝国議會(1937年12月~1938年3月)提出は、もはや抗しがたい大勢となっていた。内務省社会局では本法案が再度議會で問題をおこすことを予測して議會提出までの事前工作に必死の努力を続けつつあった。また、「國民健康保險法案は新設さるべき保健社會省から改めて提案せしめると、近衛首相は内、農兩相の對立を裁斷して決定したが、その保健社會省はいまだ誕生するに至らない。別項の如く軍部は確實に實現せしめるとの意圖に燃えて居り、何れは設置に至るやも知れぬが、來るべき通常議會に國民健康保險法案を提出せんがためには、保健社會省の實現を待っているわけには行かぬ状態にあるので、社會局保險部に於ては頗る焦慮し、保健社會省が出来ねば再び社會局から提案すべく、國策研究會、昭和研究會を動かして、同法案に對する根本的検討を求むるところあったが、之等研究團體に於ても例の代行の可否に就いては容易に結論を得ず、同時に政府としては、之等團體の意見に安んずるを得ない關係にあるので、ついに正式に内務大臣より社會保險調査會に代行可否の諮問を發した」³⁹⁾。

これによって馬場内務大臣は、1937年10月26日、社会保険調査会にむかって代行の可否ならびに代行の範囲について諮問を發するところあった。社会保険調査会では11月4日会長馬場内相以下27委員および14臨時委員⁴⁰⁾集合し、第1回總會を内務大臣官邸に開催した⁴¹⁾。11月4日の第1回總會においては、各委員から政府代表に対して總論的な質問がなされた。そのあと直ちに特別委員会を設けて各論的審議に入った。松岡駒吉、賀川豊彦、千石興太郎氏などは、もちろん代行は認論を主張する。一方、金杉英五郎、北島多一氏などは、代行絶対反対論で、この間に学者、貴衆両院議員などの委員が介在して猛烈な論戦が展開される⁴²⁾。

「まず血脇委員より醫療制度調査會設置に關して訊すところあり、(中略)つぎに森委員は代行の認否の標準等に關して質問を爲したが、清水委員は巧妙に逃げ、續いて那須委員より代行にかんする賛成意見が發表され、更に賀川氏は代行にかんする諸外國の例並に法例等を引用して代行を全幅的に支持した。續いて小島委員は代行にかんする政府の意向を訊すや、廣瀬委員は代行に就ては政府當局は全然白紙であるから、本委員會も白紙に還って討議されたい旨を開陳、更に大村委員は代行問題以外の事柄に就ても意見参考として聞き置きたいと希望を述べた。此の時産組側の千石委員起つて、團體契約及び代行にかんする疑義を訊すところあり、例を米穀管理法による米穀統制組合の事務代行にとって政府の所信を訊した。慶松委員も亦團體契約と醫療自由選擇に關し質問を爲し、以上に就て清水委員が説明を行った。…最後に北島日本醫師會長は「代行の必要ありや」と政府委員に對して質問を放ち、松岡委員は代行の範圍を規定することの困難な點を力説。斯くて議題の結論にまで到達することは困難と見て取つた會長(代理)は(中略)閉會」⁴³⁾をした。

第2回會議は、11月9日開會され、前回に引きつづき議事に入る。

「石川委員は代行に對する賛成意見を述べた。續いて宮川委員は代行に反對し國保案と時局とに關連して其の實現の可能性を問ひ清水委員より石川委員に對する答辯、馬場會長より宮川委員に對する答辯があつた。つぎに賀川委員は諸外國の例を引いて代行の必要を強調した。北島委員は第九條に反對の態度を示した後、國保案の通過せざりしを遺憾とし、醫師會方面にては本法案に決して反對するものに非ざる旨を述べた。(中略)又眞鍋委員は國營乃至公營を適當なりと述べた。吉田委員は前調査會に於ては代行は豫想せざりし旨述べ、且共濟組合等が除外さるゝことを引例して九條反對の態度を示した。之に對し清水委員は營利を目的とする社團法人の範圍を説明し、共濟組合等に認めざりし理由を答えた。又那須委員は時局に鑑み寧ろ本法案の速なる成立を希望する旨及び成るべく無駄の經費を避けて實施せられたき旨を述べた。更に森委員は國保組合單一を主張し、醫療利用組合の如きは之を國保に改組すべしと注目すべき意見を述べた。斯くて議場未だ歸一しなかつたので、金杉委員は特別委員會附託を動議したが、千石委員は國保事業の施行は實際を無視しては不可であると説き、以て各種團體による代行の必要を強調した。又松岡委員は森委員の單一論に反對し且石川委員の論に遺憾の旨を述べた。賀川委員は經費節減の意味にて代行が適當なる旨を論じた。又吉田委員より産業組合代行によ

り果して幾何の節減を爲し得るやと訊したが、斯の如く議論が盡きざる爲め、血脇委員より特別委員会附託の動議があり、會長全委員に之を諮れば反対者なく、茲に會長は特別委員会附託に決した旨を告げ閉會を宣した⁴⁴⁾。

両回の總會における質問応答をみるに、産業組合側の千石、賀川両氏は代行の必要を強調していた。商大教授石川文吾、農学博士那須皓の学者が代表となっているのは注目に値する。しかし、学者側の委員でも東大教授森法学博士などは代行した場合とせざる場合との差異に疑問を投げたうえ、国保組合の単一化を唱えて医療組合の解消を主張しているのは注目に値する。また、内務参興官大村氏は、産業組合が医療問題にまで手を広げるとは産業組合の精神にもとるものではないかと指摘して注目されている。なお、明大教授志田法学博士は、代行した場合、はたして産業組合側でいう効果をあげうるや否を疑問とすると主張した。さらに、共済組合がこれにくわえられない以上代行は支持し難いと述べていることも注目すべきである。一方、代行反対の論を述べた北島、宮川両医師会側委員のほかに眞鍋、血脇両氏なども代行反対論者であった。特別委員会 11 委員⁴⁵⁾のうち少なくとも半数の 5 氏は代行反対論者であると目されるので、本特別委員会に対しては前途の明るい感があった。

(2) 社会保険調査会が提示した「代行制折衷案」あるいは「妥協案」

国保の代行可否にかんする社会保険調査会特別委員会は、1937年11月16日内務省社会局参興室で第1回会合を開催した。

「第1回會合に於ては産組代表の千石委員が例によって産業組合並に一切の協同組合に國保代行を認むべきであると強調して、米穀統制組合事業を産組米穀販賣組合が代行を爲しつゝある實例を擧げて説明に當った。即ち産業組合側の主張する代行は極めて廣範圍のもので、恰も産業組合に於て米穀販賣組合に米穀統制組合の事業の代行が許されている程度に國保組合の事業を産業組合に代行せしめようとうに在る。然しながら米穀統制組合とは米穀自治管理法の第二十八條によって存在しているもので、これの産組代行と國民保險法による國保組合事業の産組代行とは當然同日に論ずべきでないことは勿論であるが、産組代表の千石委員は國保の發展の爲めには今後産業組合が『産組』と『國保』の二枚看板を掲げるとしても敢て問題でない⁴⁶⁾との強硬な異論を吐いた。これに対して委員眞鍋儀十氏は、「産業組合加入者は殆ど全部が自作農であって貧農は除外されている現状だから、斯る産業組合への國保代行は國保の普及に妨害となる惧れがある、寧ろ多數の組合員を包轄する爲めならば町村の經營代行が妥當である⁴⁷⁾として産業組合の國保代行に反対論を述べた。町村の國保代行、すなわち医療公営論を主張した。

さらに、那須皓氏は、「國保事業が夫れ等の政争の具に用ひられることは國保組合の發展に障害ある⁴⁸⁾を説いて医療公営に反対した。さらに、産業組合の農村における現状を説明して産業組合代行を支持した。つづいて、日医會長北島委員は、医療の本質論から代行反対を唱へる一方、「産組代行には實益を期待し難い⁴⁹⁾との立場から代行絶対反対論を述べた。

以上をふまえて第1回特別委員会を閉じ、11月19日その第2回会合が行われた。

「席上先ず委員田子一民氏が起って、前回の如き論戦を繰返していると同時になっても議論の果てしが無く、来る第七十三議會までに結論を捻出すことなどは思ひも寄らぬ、よって本委員会で幹事を任命した上、右幹事會に命じ一先ず試案を提出せしめては如何」⁵⁰⁾との動議を提出した。一方委員森壯三郎氏は、「國保法案の成立を急ぐ建前から或る程度の代行を認め、但しその代行は廣範圍に亘らざること」⁵¹⁾との妥協的条件を提示した。

田子一民委員は、幹事會に諮って参考案を作成させるという動議を提出した。幹事會は、参考案をみるにおよんだので、11月26日の第3回社会保険調査會特別委員会においてこれを審議した。そして、その妥当性を一応承認した。かさねて、12月1日再度検討のうえ、ついに結論をうるにいたった⁵²⁾。この件について、千秋委員長は、「日本醫師會側も産業組合側も言分はあらうが、公平に見て此の幹事會案は正鵠を得た妥當案だと思ふ」⁵³⁾との意志表示をなし、これにたいし「日本醫師會長北島委員、産業組合理事千石委員は共に妥協の意味で之れを是認するに至り、此處に幹事會の参考案は社會保険調査會特別委員會の参考案として採擇されることゝなった」⁵⁴⁾。

「國民健康保險事業を國民健康保險組合以外の者をして行はしむることにかんする件」という社会保険調査會特別委員會の決議の骨子は、つぎのとおりである。「1、國民健康保險の事業は國民健康保險組合をして之を行はしむるを原則とすべきも農山漁村に於ては例外として營利を目的とせざる社團法人にして其の社員の爲に醫療にかんする施設を行ひ、之に關し相當の經驗を有し、訓練を経たるものにして本事業を完全に遂行し得る能力を有するものに對しては左記條件に該當する場合は本事業を行ふことを許可するを得ることと爲すを適當と認む。2、國民健康保險制度に於ける醫療機關指定の公正及び被保險者の選擇の自由を確保する爲國民健康保險組合たと前項の國民健康保險組合の事業を行ふ法人たることを問はず其の診療又は藥劑支給期間の種類及び範圍にかんする事項を定め變更せんとするときは監督官廳の認可を受くることを要することとし、監督官廳は關係各方面の代表者を加へたる各道府縣國民健康保險委員會の議を経て之を認可することと爲すを適當と認む」⁵⁵⁾。

以上のように代行制にかんする折衷案(妥協案とも呼ぶ)の成立とともに内務省当局は、1938年度実施されるべき國保の予算を計上し、大蔵省に要求し、11月29日、30万3千余円(9ヶ月分)が承認された⁵⁶⁾。

内務省社会保険調査會は、12月10日總會を開催、特別委員會の決議した國保の代行制にかんする折衷案について審議を行った。勝田政務次官(馬場内相代理)廣瀬次官、大村社会局長官外32名の全委員出席、千秋委員長より特別委員會の経過ならびに決議内容に対し詳細な説明があり、つぎで審議に入った。總會は何らの質問もなく、満場一致で特別委員會の決議を可決し、直ちに内相への答申の手続をとった⁵⁷⁾。

この折衷案を説明するため、清水社会保険部長の発言に注目しておきたい。「成案は『出来る

だけ醫師の立場を考慮し産業組合側の顔も立てた』もので、この邊で互に妥協する事が國內の相克を少なくする上に良いと思ふ。而してこの要點は第一に代行するものは何か、第二に代行の場合、即ち國民健康保險組合を醫療組合が代行した場合である。一、は營利を目的とせざる社団法人で醫療施設を有するものと云ふにあるが、この代行は當局が認可したものに限りこれを許すものである。二、は國民健康保險組合を醫療組合が代行した場合、どんどん醫療組合が増加して行き、全部醫療組合になるだらうと思はれるが、然し代行を認可する場合は地方長官の認可を要するのであるから、そう心配する必要はないと思ふ。亦認可する時は委員會を設け、醫師會代表者もこの委員會に出席し、同意を得て認可するのであるから、醫師會としては安心して可。團體自由主義の公文化と云ふ事は難しい。然しこれが良い事である事は認めるから、此點は安心して可なり」⁵⁸⁾というような今までの大体の国保につきの経過を説明した。

したがって、社会保険調査会においては北島日医会長が特別委員會の決議に反対する意志はないものとみられる。他方、産業組合方面においては代行の範囲を戦術上広げに主張しきったものの、落ちつくところは結局医療利用組合に限定されたのである。しかも、3月31日の時間的限定が失われた以上、将来における医療組合の発展が代行への途を与えているため、先の修正案をして一層原案に近くさせていると理解される。

(3) 社会保険調査会にかんする世論

社会保険調査会が提示した折衷案については、つぎのような見解がある。代行制折衷案は、国保法第9条に挿入されるものと観測されているが、社会局当事者においてはこれが適当なる方法を考慮中であつた。少なくとも年内に決定の上、国保法案を第73回帝国議會早々上程する予定である⁵⁹⁾。

折衷案に対して日医では11月30日の本会ならびに健保連合役員會のさい、特に川村企画課長の臨席を求めて内容を聴取した。その結果、大体承認することに決定、12月1日の特別委員會において北島会長より一応代行問題反対の意志表示をなしてこれに賛成した。北島会長は、「日醫としては前日の役員會に於て本案なら大体宜しからうとの議が纏まったので賛成することになったのだが、妥協案そのものには不備もあり、不満の點もあるが、我々の方ばかり満足する案を得ると云ふことは許されぬのであるから、これで忍ぶより外ない。要するに問題は政府が今後この決議を尊重するか否かにあるのであつて、我々としてはこの際政府の言を信じてお任せする外ないではないか」⁶⁰⁾との論及をした。日医の態度決定につき産業組合中央會副會頭千石興太郎氏は、「産業組合側としては、代行の運用に就ての内務、農林兩當局の公正なる態度に信頼してこれを一應認めるより外に執るべき方法はないと考へる。(中略)我々としては今のところ特別委員會の決定通り法案が議會を通過することを望むものである」⁶¹⁾と指摘した。

また、12月10日の總會では特別委員會の決議した国保の代行制にかんする折衷案について、社会局保険部川村企画課長は、「調査會總會に於ては何等の質問もなく、全く満場一致あの案を

承認したといふことは寧ろ意外であった。兎も角こゝまで進展して来れば議會に於ても恐らく問題はあまいと思っている。一時は國保の再出發論が擡頭し、省内でも大分それに傾いたやうであったが、一旦あの案を放棄したら國保の實現は不可能になって了ふ危険があったので、極力問題を第九條(代行制)に局限して打開策を試みて来た譯である。要するに産業組合も醫師會も自説に固執し過ぎる嫌があるが、色々検討して見れば自ら通ずる道はあるものだ⁶²⁾と述べた。

第4章 国民健康保険法案構想の再検討

(1) 比較

国保法をめぐることは、中村藤兵衛氏の主宰とする国策研究会、經濟評論家高橋龜吉氏の経営する昭和研究会、内務大臣馬場鑓一氏の主宰する社会保険調査会といった各種の団体がさまざまなメンバーをそろえて、研究会討議の座談会を開いていた。ここまで運んだ社会局の策動は、相当なものといえる。

国策研究会というのは、「政治、經濟、産業、財政、教育、思想各方面の權威者揃いだから、近衛内閣の支柱たるに相應しく、國策研究會そのものは頗る頼母しい團體であるが、然しどうも國保問題は特殊性があるし、また斯界の權威者と云ふ連中が集まると、議論ばかりに花が咲いて、寧ろ面白くないものである。この國策研究會の國保研究委員會は委員長が貴族院の下村宏氏、それに委員が十九名、オブザーバー多數の盛況⁶³⁾であった。国策研究会は、以上に見たように、当初より社会局と簡保局とが正面衝突したり、第9条の問題、つまり代行問題をめぐって醫師會と産業組合との間にただならぬ雲行を呼びおこしたりして、理論的に研究するというよりは、国保法案を政治的に解決しようといった空気があった。

昭和研究会の方は、まず、「國保問題を經濟的な方面から再検討しよう、などと至極く暢氣な行き方⁶⁴⁾であった。昭和研究会は、5つの項目をあげて、順番に検討して行くという方針で、第1回会合では疾病保険制度の根本問題について相当深刻な批判を行った。高橋氏の意見などほとんど公表されていなかった。また、暉峻氏の健康保険の成績に対する否認的なみかたなどがあり、内容において見逃すことができない。5題目のうち最も問題となったのは国保法案第9条の代行問題であった。結論として、代行規定は、特にこれを設ける必要はないということになっていて、つまり、産業組合代行は名を捨てて実をとる方針に転向しつつあったことは明らかになった。

社会保険調査会で馬場内務大臣は、社会保険調査会にたいし國保問題の研究を促していた。その諮問事項は、これまた代行の可否如何という一点に限られていた。代行の可否にかんする社会保険調査会の意向がどのあたりにあるかを社会局辺で知らないはずない。また、諮問によって代行紛争を一挙に解消したが、代行の条項は最初の原案にはない。社会保険調査会にもか

かっていなかったから、改めてこの点だけを諮問するという意味でもあるだろうか。結局、国保の代行可否および代行範囲を規定するための社会保険調査会特別委員会は、産業組合の国保代行には反対の大勢となった。これが条件として医療利用組合への代行は許容することとする建前をとることになったと予測される。すなわち、これで農林省当局が医療利用組合の発展の余地を残す立場から支持していた主張と全面的に一致することとなった。しかし、医師会側がこれを承服するとは考えられない。なお、幹事会が試案作成に当たり特別委員会の空気を尊重することは当然なるべく、つまり、試案の代行範囲は医療組合全部に到着したものとみられる。

この3つの研究団体の終局の目的は、医師会と産業組合の抗争を政治的あるいは理論的に解決するというのであろうだが、医師会のような責任ある団体の長である北島会長自らが出席していたわけではなく、出席者の顔ぶれからしても産業組合側が圧倒的に有利であった。社会局が、希望していたようにみえたと観測ができる。もうひとつは、国保法案を1938年に第73回帝国議会に再提案するという当局の意図は明らかだし、3つの研究団体の大勢も同様の希望を抱いていた。医師会としてもこの空気の中で反対はできなかつたし、また時節が強い反対運動もおこせなかつた。国保法案は、再び関係方面の関心呼びおこすにいたつた。医師会としては首脳部の抗争⁶⁵⁾と、昭和生命の重役問題⁶⁶⁾にとえられて、国保対策など真面目な意味ではほとんどかえりみられていなかった。これらの事情を総括して、当時の雑誌『医事公論』には、つぎのような文章が現れている。「國策研究會も社會保險調査會もみな案の内容を検討する爲でなく、政府の本案通過のための準備工作に利用されつゝありと言はんか」⁶⁷⁾。

(2) 妥協案への難航

国民をして医療の普及を広げるとする国保法案の趣旨に反対のあるべきはずがないのであるが、3段階にわたって議論がなされていた。1段階には、第70回帝国議会において成立寸前で流産し、2段階は、第71回帝国議会において閣僚の対立⁶⁸⁾によって提出見合わせとなり、さらに3段階には、1937年秋に紛議的な国保法案構想の再検討が各方面において行われていた。すなわち、この実状は案の趣旨はよいが、案そのものの不熟、未熟を検討するものではないであろうか。

今回の諸論紛出は、いわゆる代行問題をめぐるものであった。国保そのものの本質よりすれば代行問題は、枝葉末節といわねばならない。代行問題の発するところは、国保組合の普及をあやむむところにあるとするのが妥当なみかたであろう。国保をまとめる旧勢力と新勢力、直接利害関係を有する産業組合と医師会が国家の大乗的見地から従来の摩擦相克を解消して国民の与望に應えるか否かに同法案成立の鍵があるといえる。だが、「國保が何も開業醫の利害を無視してこれに社會的犠牲を強いるものでなく、また産業組合が貧弱極まる医療利用組合に代行を強要して医療の實際を無視しえない以上、醫師會に於ても開業醫の社會的機能を促進させる立場に立つならば、そこに正當なる妥協調和が成立することであらう」⁶⁹⁾。懸案であった国保

法案は、第 73 回帝国議会で通過するのではないかと思われた。それは新時代の社会生活に適応すべき諸政策を一所懸命でやっていた革新官僚の理想主義をして、せめて国保でも成立させたいのは当時の各方面側の希望であったと考えられる。

一時絶望視された国保法案は、企画院のあっせんで内務、農林両省間に諒解がなるとともに、社会保険調査会において問題の原案第 9 条代行規定にかんし、医師会および産業組合両者の主張を採り入れた妥協案が成立したことは明らかである。すなわち、再び通常議会で提出されることとなった。しかも今回は、前議会直前における紛議にかんがみ、企画院は十分に閣僚間の事前諒解工作をほどこし、従来は一切の行きがかりを一括して、極力その実現に努力したといわれる。また医師会長北島委員、産業組合理事千石委員は、調査会特別委員会の席上で、ともに妥協の意図のもとで、その折衷案を是認した。このこともあるので、国保法案の議会通過は、時局がらもあって、一層確実性をもつものとならなければならないであろう。一方では、医師会自体が死守すべき最後の一線であった第 9 条代行規定の削除はできず、折衷案においては、結局、優良なる医療施設組合、すなわち医療利用組合または漁業組合に保険事業を代行させる旨が明示されていた。

<注>

- 1) 社会局保険部「国民健康保険法案は何故修正せねばならぬか(一) 問題の経過とその対策」『医事衛生』第 7 巻第 49 号, 1937 年 12 月 15 日
- 2) 「国保法案が改悪されん事を警戒せよ」『日本医事新報』第 779 号, 1937 年 8 月 14 日
- 3) 委員長: 下村宏(貴族院議員), 委員: 池田宏(勤労者教育中央会理事長), 生田武夫(通信省簡保局監理課長), 石原幹一郎(社会局事務官), 石黒武重(農林省産組課長), 大蔵広望(男爵貴核院議員), 川村秀文(社会局企画課長), 川越文雄(前法制局長官), 吉垣壽一郎(警保局事務官), 田子一氏(衆議院議員), 添田敬一郎(衆議院議員), 中村藤兵衛(国策研究会理事長), 内ヶ崎騰次郎(日本医師会書記長), 松村義一(貴族院議員), 松村謙三(衆議院議員), 松村光三(衆議院議員), 前田多門(東京朝日新聞論説委員長), 三浦一雄(農林省経済更生総務部長), 三輪壽壯(衆議院議員), 堀切善次郎(貴族院議員), オブザーバー: 瀧正雄(法制局長官), 大村清一(社会局長官)
- 4) 「国策研究会で国保案検討に着手 - 関係者総出動で論議縦横, 日医から内ヶ崎氏参加」『医事公論』第 1314 号, 1937 年 9 月 25 日
- 5) 国策研究会事務局「国民保健制度にかんする研究報告」『医事衛生』第 8 巻第 4 号, 1938 年 1 月 26 日
- 6) 「国策研究会で国保の検討 - 社会局の策動? - 」『医事衛生』第 7 巻第 37 号, 1937 年 9 月 22 日
- 7) 国策研究会事務局「国民保健制度にかんする研究報告」『医事衛生』第 8 巻第 4 号, 1938 年 1 月 26 日
- 8) 同上
- 9) 「混乱せる現医療制度の根本的改革が必須の前提 - 国保案の不備を痛烈に指摘し - 簡保局疾病保険をほのめかす - 」『医事衛生』第 7 巻第 38 号, 1937 年 9 月 29 日
- 10) 同上
- 11) 同上
- 12) 同上
- 13) 同上
- 14) 「国保の産組代行問題で社会局・農林省の正面衝突 - 日医は積極的に社会局支持 - 」『医事衛生』第 7 巻第 40 号, 1937 年 10 月 13 日
- 15) 同上
- 16) 同上
- 17) 同上
- 18) 国策研究会事務局「国民保健制度にかんする研究報告」『医事衛生』第 8 巻第 4 号, 1938 年 1 月 26 日

- 19) 同上
 20) 同上
 21) 同上
 22) 「議会事前工作に入る - 国保代行問題の審議 - 社会保険調査会開催 - 局面打開を期待さる」『日本医事新報』第 791 号, 1937 年 11 月 6 日
 23) 同上
 24) 同上
 25) 「国保の前途俄然好転す - 内務農林の対立解消か, 通常議会の通過は確実 - 」『医海時報』第 2254 号, 1937 年 11 月 6 日
 26) 「国保は疾病保険に非ず - 昭和研究会の批判」『医事衛生』第 7 巻第 39 号, 1937 年 10 月 6 日
 27) 同上
 28) 同上
 29) 「昭和研究会の国保委員会 - 代行反対の結論に到着 - 」『日本医事新報』第 792 号, 1937 年 11 月 13 日
 30) 同上
 31) 前田多門(東朝論説委員), 暉峻義等(日本労働科学研究所長), 添田敬一郎(代議士), 内ヶ崎騰次郎(日医書記長), 木村正義(内務参興官), 千石興太郎(産組中央会副会頭), 河原田稼吉(前内務大臣), 三輪壽壯(代議士), 三宅正一(代議士), 下村宏(貴族院議員), 東畑精一(東大教授), 石原社会局事務官, 蓮池農林事務官, 高橋亀吉(昭和研究会主宰)
 32) 「「代行」は名を捨てて実を取る昭和研究会の「国保」対策結論 - 社会調査会を誘導策するに到る - 」『医事衛生』第 7 巻第 46 号, 1937 年 11 月 24 日
 33) 「昭和研究会の国保委員会 - 代行反対の結論に到着 - 」『日本医事新報』第 792 号, 1937 年 11 月 13 日
 34) 「「代行」は名を捨てて実を取る昭和研究会の「国保」対策結論 - 社会調査会を誘導策するに到る - 」『医事衛生』第 7 巻第 46 号, 1937 年 11 月 24 日
 35) 同上
 36) 同上
 37) 同上
 38) 「国保問題の論点 - 医師会对産組の妥協点は何処か - 」『医海時報』第 2252 号, 1937 年 10 月 23 日発行
 39) 「社会保険調査会に【代行の可否】を諮問 - 国民健保案議会提出準備 - 」『医事公論』第 1320 号, 1937 年 11 月 6 日
 40) 『日本医事新報』第 791 号, 1937 年 11 月 6 日引用: 社会保険調査会委員: 会長 - 内務大臣馬場鎮一, 委員: 法制局参事官 - 森山鋭一, 内務次官 - 廣瀬久忠, 内務省地方局長 - 坂千秋, 内務省衛生局長 - 挾間茂, 社会局長官 - 大村清一, 社会局部長 - 清水玄, 社会局部長 - 山崎巖, 社会局部長 - 成田一郎, 大蔵省主計局長 - 谷口恒二, 商工省工務局長 - 小島新一, 商工省保険局長 - 後藤保清, 簡易保険保険局長 - 伊勢谷次郎, 慶大教授法博 - 気賀勘重, 商大教授商博 - 石川文吾, 貴族院議員 - 千秋季隆, 貴族院議員 - 伊東二郎丸, 衆議院議員 - 田子一民, 衆議院議員 - 守屋榮夫, 貴族院議員 - 藤原銀次郎, 東大教授法博 - 森莊三郎, 明大教授法博 - 志田鉀太郎, 第一生命 - 伊藤萬太郎, 衆議院議員 - 眞鍋儀十, 雇傭者代表 - 松本健次郎, 被傭者代表 - 松岡駒吉, 法博 - 粟津清亮, 早大教授法博 - 鹽澤昌貞; 臨時委員: 内務政務次官 - 勝田永吉, 内務参興官 - 木村正義, 農林省経済更生部長 - 小平権一, 中央衛生会薬博 - 慶松勝左衛門, 中央衛生会医博 - 宮川米次, 簡易保険局技師 - 理博 亀田豊治朗, 農博 那須皓, 中央衛生会医博 - 秦佐八郎, 貴族院議員医博 - 金杉英五郎, 日本医師会医博 - 北島多一, 日本歯科医師会 - 血脇守之助, 日本薬剤師会 - 河合亀太郎, 産業組合顧問 - 賀川豊彦, 産組主席理事 - 千石興太郎
 41) 「議会事前工作に入る - 国保代行問題の審議 - 社会保険調査会開催 - 局面打開を期待さる」『日本医事新報』第 791 号, 1937 年 11 月 6 日
 42) 同上
 43) 「社会保険調査会で国保代行可否論旺ん - 特別委員十一氏決定」『日本医事新報』第 792 号, 1937 年 11 月 13 日(【第一回總會, 第二回總會】, 三回と四回は発行誤)
 44) 同上
 45) 『日本医事新報』第 792 号, 1937 年 11 月 13 日引用: 特別委員: 貴族院議員 - 千秋季隆, 伊東二郎丸, 衆議院議員 - 田子一民, 東大教授法博 - 森莊三郎, 衆議院議員 - 眞鍋儀十, 農学博士 - 那須皓, 日医会長 - 北島多一, 日本歯科医師会 - 血脇守之助, 産組理事 - 千石興太郎, 日薬会長 - 河合亀太郎, 社会局部長 - 清水玄
 46) 「国保代行審議頓 - 幹事会へ試案を求む - 代行範囲は医組に制限か - 農林省の宿論に近接」『日本医事新報』第 794 号, 1937 年 11 月 27 日
 47) 同上

- 48) 同上
- 49) 同上
- 50) 同上
- 51) 同上
- 52) 「国保の将来愈々樂觀さる - 行き悩んだ代行問題に曙光, 大蔵省来年度の予算承認 - 」『医海時報』第 2258 号, 1937 年 12 月 4 日
- 53) 「幹事会案遂に無修正 - 国民保険参考案成る - 北島・千石両委員も承認 - 【三月卅一日】は全然削除」『日本医事新報』第 795 号, 1937 年 12 月 4 日
- 54) 同上
- 55) 同上
- 56) 「国保の将来愈々樂觀さる - 行き悩んだ代行問題に曙光, 大蔵省来年度の予算承認 - 」『医海時報』第 2258 号, 1937 年 12 月 4 日
- 57) 「社会保険調査会で可決 - 代行制折衷案, 国保は来議会早々提出 - 」『医海時報』第 2260 号, 1937 年 12 月 18 日
- 58) 「総会第二日午前は会計審議 - 清水保険部長国保案妥協案を説明 - 議を一括委員会に附託さる」『日本医事新報』第 798 号, 1937 年 12 月 25 日
- 59) 「社会保険調査会で可決 - 代行制折衷案, 国保は来議会早々提出 - 」『医海時報』第 2260 号, 1937 年 12 月 18 日
- 60) 「国保代行の妥協案成る - 今後の問題は医療の範囲 - 社会保険調査会委員会の決議 - 」『医事衛生』第 7 巻第 48 号, 1937 年 12 月 8 日
- 61) 同上
- 62) 「社会保険調査会で可決 - 代行制折衷案, 国保は来議会早々提出 - 」『医海時報』第 2260 号, 1937 年 12 月 18 日
- 63) 明暗生「国民健康保険検討の秋」『日本医事新報』第 787 号, 1937 年 10 月 9 日
- 64) 同上
- 65) 日医理事長中山氏が、健保診療契約更新交渉中、社会局側の戦略にかかり、潜かに保険医処分権返上を独断擅行したことが、後日に至り發覚し、非難攻撃の標的となった。具体的には、1937 年 4 月 11 日月団体自由選択主義という日本医師会の歴史的命線は社会局の土足の下に踏みにじられる事になって終わったのである。中山理事長が存分踏みにじて下さいという覚書を社会局に奉納したのである。即ち、健康保険契約は前年度通りを踏襲したものでなく、保険医任免の実権をすべて政府当局へ献上するなど医師会の面目を踏襲し団体自由主義を選んで否定する寓蒙極りない覚書が取り交はされたとの風聞が伝えられるに至った。(「健康保険契約更改に疑雲探し」『日本医事新報』第 764 号, 1937 年 5 月 1 日)
- 66) 「賢明なる医師会のお歴々は、上は日本医師会幹部から下は郡市区医師会役員に至るまで見易き道理は先刻御承知のはずである。医師会に縁遠い一般会員諸氏は尚更達観して居られることと信ずる。或る男八木社長に対し、某々に社長の椅子を 20 万円で買って呉れないかと申し込んだ。そこで八木氏は聞いてみると、買値は 30 万円だという事であったので、然らば 10 万円はどこに消えるはずであったのだろうと八木氏は不思議に思った。聖橋付近に住む或る男は、重役様の世話になって会社入りをするという予約のもとに、その重役様の大失敗を汗みどろになって庇護して歩いた。また、その重役擁護のトップを切った或る男は事ひとたび昭和生命の問題に及ぶと、「あの重役はウソつきでいかん」と本気で言った。保険医処分権問題におけるウソはこれを擁護し、昭和生命に関してはウソを許さんという次第である」(明暗生「これでも医政の二、三」『日本医事新報』第 783 号, 1937 年 9 月 11 日)。
- 67) 「国保案内容の検討こそ重大」『医事公論』第 1321 号, 1937 年 11 月 13 日
- 68) 国民健康保険法案にかんする政府部内並びに政界の情勢を観察すれば、馬場内相は衆議院の決議を尊重して第 9 条修正案を提出すべきことを主張したが、これに対して有馬農相は純理論に立脚して政府原案を固執し、閣議ついに決定するに至らず、首相の裁断に待つこととなり、第 73 回通常議会議に改めて提出することとなった(「日医の議会対策」『医海時報』第 2240 号, 1937 年 7 月 31 日)。
- 69) 「保健社会省と国民健康保険 - 両者と政治的動向 - 」『医海時報』第 2250 号, 1937 年 10 月 9 日

主指導教員 (横山和彦教授)、副指導教員 (斎藤忠雄教授・藤井隆至教授)